

< 財政調整基金の積立方針 >

【設置目的】

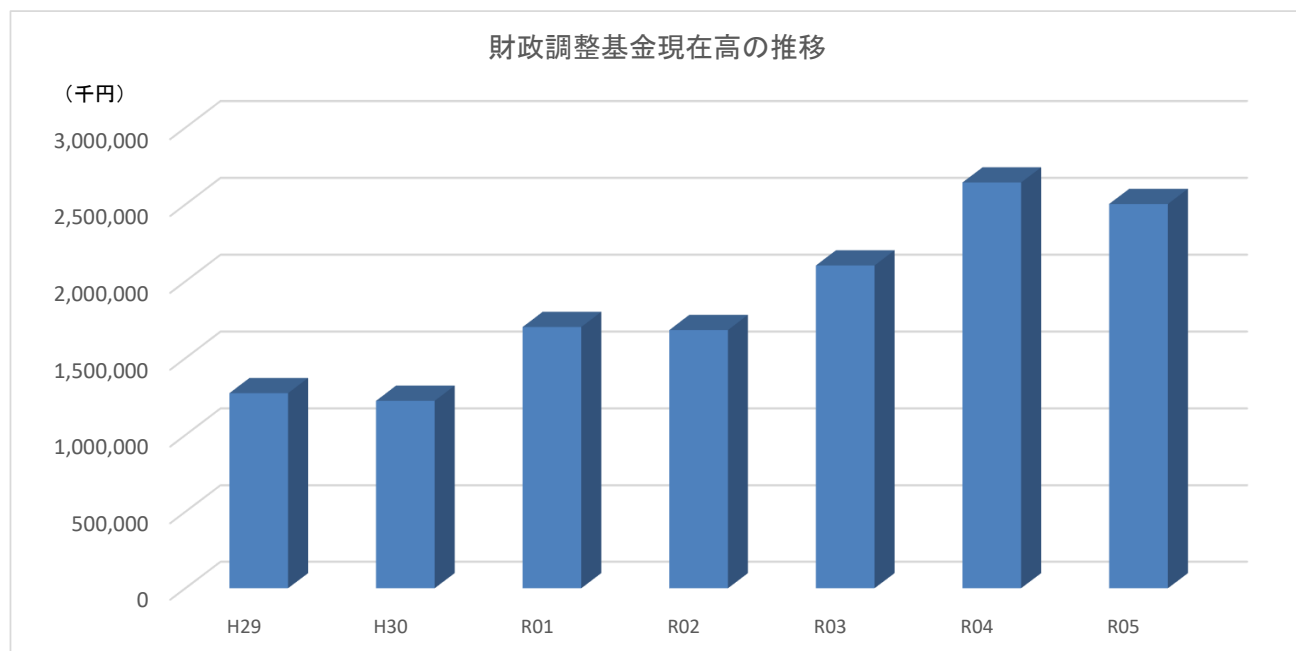
年度間の財源の調整を行い財政の健全な運営に資するため

【標準財政規模に対する割合（対標準財政規模）】

（単位：千円）

区 分	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
財政調整基金残高 ①	1,272,315	1,222,649	1,702,871	1,682,966	2,103,015	2,643,108	2,503,221
標準財政規模 ②	7,049,760	7,161,651	7,113,861	7,600,953	7,946,220	7,751,475	8,050,825
割合 (①／②)	18.05%	17.07%	23.94%	22.14%	26.47%	34.10%	31.09%

【残高推移】



【目標】

24億円（標準財政規模の30%程度）

【目標設定の基本的な考え方】

健全化判断比率における実質赤字比率においては、標準財政規模の20%以上の赤字が生じると財政再生団体に該当するため、これに相当する赤字額に対応することに加え、大規模な自然災害等の緊急時の備えとして10%を目途に、標準財政規模の30%程度の財政調整基金を確保する。

【積立基準】

他の基金とのバランスを考慮しつつ、目標額を維持するための積み立てを行う。

【課題等】

本町では、財政調整機能の役割を果たす財政調整基金の減少が続いた。令和元年度末からは増加傾向にあるが、今後益々、負担増が見込まれる社会保障関連経費や老朽化した公共施設の維持管理などに対応するほか、大規模な自然災害や感染症の感染拡大など、非常事態への備えとして財源確保が喫緊の課題となっているため、財政調整基金への積立・確保は優先すべき課題となっている。